

宮城県再生可能エネルギー税制研究会開催要綱

(目的)

第1 再生可能エネルギー発電施設の設置による大規模森林開発の抑制と、平野の未利用地などへの適地誘導を図り、地域と共生する再生可能エネルギー発電施設の設置を促進することを目的とした新税について、広く有識者からの意見聴取を行うため、宮城県再生可能エネルギー税制研究会（以下、「研究会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2 研究会は次の事項について、意見聴取を行うものとする。

- (1) 再生可能エネルギー発電施設に係る税制に関すること
- (2) その他研究会の目的を達成するために必要なこと

(構成)

第3 研究会は、知事が別に定める者（以下、「構成員」という。）の出席をもって開催する。

(座長)

第4 研究会に座長を置く。

- 2 座長は会議の進行を行う。
- 3 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5 研究会は知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、研究会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6 研究会の庶務は、宮城県総務部税務課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、研究会の一部を非公開とすることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月27日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。